

許可・届出業種の変更内容

現行		制度改正後 (R3年6月～)		
分類	業種	分類	業種	備考
許可 (法)	①魚肉練り製品製造業、②ソース類製造業、③缶詰又は瓶詰食品製造業、④食品の冷凍又は冷蔵業、⑤喫茶店営業(自動販売機)	許可 (法)	①漬物製造業、②液卵製造業、③密封包装食品製造業、④食品の小分け業、⑤自動販売機による食品の調理販売業、⑥水産製品製造加工業、⑦冷凍食品製造業、⑧統合型そうざい製造業、⑨統合型冷凍食品製造業	【新たに許可対象となる食品製造業(主なもの)】 ・液卵 ・果物のシロップ漬けレトルトパチ など ・明太子などの魚卵加工品、あじの開きなどの干物 など
	⑥アイスクリーム類製造業、⑦特別牛乳搾取処理業、⑧集乳業、⑨食肉処理業、⑩魚介類せり売営業、⑪食品の放射線照射業、⑫冰雪製造業、⑬酒類製造業、⑭納豆製造業、⑮添加物製造業		⑩アイスクリーム類製造業、⑪特別牛乳搾取処理業、⑫集乳業、⑬食肉処理業、⑭魚介類せり売営業、⑮食品の放射線照射業、⑯冰雪製造業、⑰酒類製造業、⑱納豆製造業、⑲添加物製造業	
	⑯飲食店営業、⑰喫茶店営業(店舗型)、⑱菓子製造業、⑲あん類製造業、⑳魚介類販売業、㉑食肉販売業、㉒食肉製品製造業、㉓乳処理業、㉔乳製品製造業、㉕乳酸菌飲料製造業、㉖清涼飲料水製造業、㉗食用油脂製造業、㉘マーガリン又はショートニング製造業、㉙みそ製造業、㉚醤油製造業、㉛豆腐製造業、㉜めん類製造業、㉝そうざい製造業		㉒飲食店営業、㉓菓子製造業、㉔魚介類販売業、㉕食肉販売業、㉖食肉製品製造業、㉗乳処理業、㉘乳製品製造業、㉙清涼飲料水製造業、㉚食用油脂製造業、㉛みそ・醤油製造業、㉜豆腐製造業、㉝めん類製造業、㉞そうざい製造業	【統合の例】 ・喫茶店営業は飲食店営業に統合(簡易な営業として施設基準の一部を緩和) ・あん類は菓子製造業に統合 など
	⑳乳類販売業、㉑冰雪販売業 (④食品の冷凍又は冷蔵業の一部、⑩魚介類販売業の一部、㉒食肉販売業の一部)		乳類販売業、冰雪販売業 食品の冷凍又は冷蔵業(保管のみ)、魚介類販売業(包装)、食肉販売業(包装)	
届出 (県規則)	漬物、焼ふ、こんにゃく、ところてん、えご 製造業 学校や病院等の給食施設	届出 (法)	焼ふ、こんにゃく、ところてん、えご 製造業 学校や病院等の給食施設	※漬物製造業は許可業種に変更
許可・届出 不要	上記・下記以外の営業		上記・下記以外の営業	【営業の例】 ・山菜の水煮及び塩蔵加工業・精米業 ・昆布など海藻の加工業 など
法対象外	農業、水産業の採取業	許可・届出 不要	常温で容器包装入り食品を販売するなど 衛生上問題の少ない営業	【営業の例】 レトルト食品、スナック菓子の販売業 など
法対象外	農業、水産業の採取業	法対象外	農業、水産業の採取業	農家や漁業者自らが行う選果や活けなどの処理

